

徳島地方裁判所委員会（第2回）議事概要

1 開催日時

平成16年3月15日（月）午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）北村 滋委員，酒井ツギ子委員，杉本一重委員，高川准子委員，中西一宏委員，藤井 潤委員，村岡泰行委員，渡邊 等委員

（説明者，事務担当者）岡田刑事部総括裁判官，河田民事首席書記官，松尾刑事首席書記官，丸田事務局長，北渚徳島簡裁庶務課長，貝出総務課長，澤田総務課長補佐，和田庶務係長

4 議事

(1) 新任委員紹介等

(2) 所長あいさつ

(3) 委員長の選任

南委員長の退任後の委員長として渡邊委員を選任

(4) 意見交換，テーマ「裁判の迅速化に対する方策について」

(5) 次回開催テーマ

(6) 次回開催期日

(7) あいさつ

5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

○：最近オウム事件の判決が出て，長くかかった感じを受けるのですが，刑事事件よりもむしろ民事事件について審理期間を短縮したほうが市民にとっては速くなった感じがするように思います。

●：全国の裁判所で平成14年度に受け付けた事件数は，10年前に比べて，地

裁の民事訴訟が約 1.3 倍，執行事件が約 1.6 倍，破産事件にいたっては約 5 倍と急増しています。地裁の刑事訴訟事件については横ばいに近い状態が続いていましたが，この 3，4 年は著しい増加傾向を示しており，10 年前の約 1.7 倍になっています。また，簡裁の調停事件も約 5 倍になっています。これに対して，裁判所での平均審理期間については，同じく 10 年前と比較すると，地裁の民事通常事件で 10.9 月から 8.3 月になっています。これは，平成 8 年に民事訴訟法が改正されて，迅速な裁判を目指すようになったことがあろうか思います。また，破産事件も 7.6 月から 3.5 月へと劇的に短くなっています。

- ：今の説明を聞いて不思議に思ったのですが，事件数が増加しているのになぜ審理期間が短くなっているのでしょうか。
- ：平成 8 年に法律改正（施行は平成 10 年です。）があったわけですが，その 10 年位前からどうすれば効率的かつ迅速に審理を行えるかについて様々な試みがなされてきたところですよ。例えば，判決の書き方にしても何が争点なのか直ちに分かるような新たな様式を考えたり，法廷での弁論に加え弁論兼和解という意見交換の場を持つことによって，裁判所と当事者側とが事件に対する認識を共通にして争点を絞る試みが行われるようになりました。裁判の争点についてのそれぞれの主張整理を早期に行い，書面で証拠が固まる場所は書面で行い，どうしても一致できないところは証人尋問を行うようにしました。証人尋問にしても，以前はだらだらと五月雨式に審理をしていた感もあったのですが，これを最初から証拠調べの計画を立てて，集中的に行うようにしました。そういった取り組みの結果，審理期間が短くなったものです。
- ：争点整理のために書面での主張整理が行われ，書面の早期提出が求められるわけですが，提出が遅れたりすると裁判所から督促されたりすることもあります。そういったことで，書記官の方は非常に忙しいという話を聞いたこと

もあります。ただ、昔の五月雨式の証人尋問も法廷で白紙の状態で見ることができて、証人尋問の結果で訴訟の勝敗が決まるようなところがあって、そのように準備もしていました。最近では、書面の効用というのは迅速化には非常に大きく、書面に力を注ぐようになって、迅速化によって法廷での審理が形骸化していく側面もあります。はたしてそれが適正なものかどうかという疑問の声も弁護士会の中にもあります。また、増えつつある事件を限られた手間の中で迅速に処理するということが、裁判の手抜きにつながらないのか、といった心配も弁護士会にはあります。

- ：争点整理とか、どこが問題なのかは、軽いものは軽いものとして扱い、重いものは重いものとして扱うことはあってしかるべきで、公益性の観点から、争点整理をしていくのも一つではないでしょうか。
- ：一つ思うのは、敗訴側への配慮で裁判が長期化していたのではないのでしょうか。要するに、負ける側には、言うだけ言わせて、聞いてあげようというところがあったのではないかと思います。ところが、今は裁判所は敗訴側に厳しくなっているように思います。訴状、答弁書、準備書面で裁判所が心証をいただいているような感じですが、書面審理化で裁判の迅速化には資するが、それで果たして適正なのかという感じは受けます。
- ：裁判員制度が導入されれば、実質的に審理しなければいけない部分はそれなりの事務量を投入して、そうでない部分についてはかなり軽減化することになってくると思います。例えば、窃盗犯に対して罰金刑を導入したりして、起こる犯罪を全体的にどのように裁いていくのかを、政策的に考えていかないと、行き詰まってしまうような気がします。
- ：私は、8.3月の平均審理期間と聞いて、思っていたより短いと感じました。裁判はもっと時間がかかっていると思っていました。裁判所は急ぐものとそうでないものとを分けて処理しているのですか。
- ：民事事件では、双方に争いがあるので0対100というのは少なく、判決に

至るのは和解による解決が難しい事件です。その中で早くするものと、そうでないものを選別しながらやっているところです。徳島の場合は、平均審理期間は全国よりも長く約13か月になっています。

- ：徳島の特徴として、和解ができにくい、また控訴率が高いと言われています。県民性が難しいと言われていたこと、また、徳島という狭い地域の濃密な人間関係の中で起こった紛争なので感情的になってしまって解決が難しく、とにかく和解ができにくいと聞いています。
- ：県民性という言葉が出ましたが、徳島での道路用地買収の交渉が難しいことは当時の建設省から聞いたことはあります。徳島で用地買収ができれば、日本国中どこへいってもできる、という話を聞いたことがあり、権利意識はやや強く、協調性がやや劣るのではないのでしょうか。
- ：いわゆる法の支配の意識も低いのではないかとも思います。裁判でも、裁判所とか弁護士の意見は受け容れずに、弁護士以外の人の意見を聞くようなところがあるように思います。
- ：徳島独自の特性を明らかにして、それに焦点を当てて、議論すれば徳島の裁判迅速化に役立つのではないのでしょうか。
- ：たまたま、オウム事件の判決が出たところですが、長期の事件が出ると裁判は長いと感じると思います。しかし、刑事事件では長いのは特定されており、一般国民はマスコミが長いと言えば長いと感じるわけですが、何か月をもって長いと思うかについては、よく分からないと思います。刑事事件については、治安維持ということから国民への感化力が必要なので、時期に見合った判決のためにも迅速化は必要と思います。これに対して、民事事件は利害対立なので、個別具体的な判断が加わることから、非常に苦慮されていると思います。したがって、民事と刑事とでは目的、役割を分別して迅速化を考えていく必要があるかと思っています。
- ：大体3か月あれば、和解できるかどうかの線は分かりますが、弁護士が当事

者を強く説得すれば当事者との信頼関係が切れてしまい弁護士を代えることになってまた一からやり直しになり、時間がかかるということになってしまふことがあります。

- ：迅速化もありますが，友人が交通事故の被害者になり，損害賠償請求の裁判をして勝訴したものの，相手が支払ってくれないので銀行口座を差し押さえたいとしてもその口座をどのように調べたらよいのか分からないとか，何を押さえたらよいのか分からないとかいうことで，何か釈然としないように言っていました。
- ：確かに取り立ての問題は多いです。実効性がない場合があるので，もっと強化しようということで法改正がなされました。
- ：そういうケースでは，和解が一番良いと思います。現金を持って来てもらって，そこで和解をすれば，そのようなことはありません。
- ：刑事事件でも，いわゆる司法取引が導入できればずいぶん迅速になり，ある意味実体的真実についての捜査協力も得られやすいのではないのでしょうか。
- ：ただ，日本国民の伝統的な意識として取引ということの受け入れ態勢は厳しいのではないのでしょうか。
- ：一般的には，裁判はそれほど長くないことが分かりました。ただ，オウム事件は例外的に長いと思います。証拠上明らかなのに立証しなければいけない事件が多い場合，犯罪者が仮に事件を100件起こせば，全て立証しなければ判決が出ないのか，あるいはそのうちの重要な事件の証拠で死刑ということが分かれば後は打ち切ってもよいのか，どのようになっているのでしょうか。
- ：基本的には，明らかになった事件は全部起訴して裁判所の判断を仰ぐのが原則です。
- ：そうであれば，多く事件を起こせば起こすほど長くかかることになるのでし

ようか。そこが、国民が納得しないところだと思います。また、裁判所の敷居が高いことの一つの理由として、裁判の費用がどれくらいなのかということがあると思います。

- ：裁判所に納める費用は、申立手数料を収入印紙で納めるわけですが、国民の司法に対するアクセスをやすくしようということで今年の1月から、より安くなっています。
- ：裁判費用は、裁判所に納める費用として印紙代と切手代が必要ですが、これはそう高いものではありません。また、証人尋問をすれば、その証人の旅費、日当は要りますし、鑑定をすれば鑑定費用が要ります。これらが、訴訟費用といわれるものです。その外に、弁護士の費用が必要になります。弁護士の費用としては、弁護士報酬と言われるもので、着手金と報酬という形になっています。弁護士費用の敗訴者負担が最近話題になっていますが、濫訴防止の効果はあるだろうと思います。しかし、仮に敗訴すると相手の費用まで負担することになり、敗訴のおそれがある裁判を起こしにくくなります。
- 司法アクセスの話も出て、活発な議論ができたと思います。裁判の長期化について様々な要因があろうかと思いますが、これから改善できる点に絞って改善の努力をして短縮化ができるのではないかという議論であったと思います。

6 次回開催テーマ

「より利用しやすい裁判所として考えられる方策について」についてとする。

7 次回開催期日

平成16年9月ないし10月